

石川県公報

平成 24 年 7 月 9 日 (月曜日)

号 外

(第 44 号)

目 次

教育委員会

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

1

教 育 委 員 会

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月九日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第五号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第十一条の表の備考」を「第十一条第一項の表備考第三号又は第四号」に改める。

第十一条第一項第五号中「外国人登録原簿記載事項証明書」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載のある住民票の写し」に改め、同項に次の一号を加える。

九 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十一条第二項中「第六条第一項備考第十号若しくは第十一号又は同規則第七条第一項備考第四号」を「第六条第一項の表備考第九号若しくは第十号又は第七条第一項の表備考第四号」に改める。

第十一条の二第四号を次のように改める。

四 国籍等の記載のある住民票の写し

第十一条の二に次の一号を加える。

七 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十三条第一項第七号を次のように改める。

七 国籍等の記載のある住民票の写し

第十三条第一項に次の一号を加える。

十一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十三条第二項及び第三項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第四項中「及び第七号」を削り、同条第六項中「第十一条」を「第十一条第一項の表備考第三号」に改め、同条第七項中「別表第六の二備考」を「別表第六の二の表備考」に改める。

第十五条第六号を次のように改める。

六 国籍等の記載のある住民票の写し

第十五条に次の一号を加える。

九 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十六条の二第五号を次のように改める。

五 国籍等の記載のある住民票の写し

第十六条の二第八号中「別記様式第八号の二」を「別記様式第八号」に改める。

第十七条第六号を次のように改める。

六 国籍等の記載のある住民票の写し

第十八条中「第十七条第二項」を「第十七条第一項」に改め、同条第一号本を次のように改める。

ホ 国籍等の記載のある住民票の写し

第十八条第一号に次のように加える。

ト 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十八条第二号子を次のように改める。

チ 国籍等の記載のある住民票の写し

第十八条第二号に次のように加える。

ヌ 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十九条第一項第三号中「写」を「写し」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 国籍等の記載のある住民票の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。